# 「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直しについて

資料 1

#### 1 経緯等

- 「あいちはぐみんプラン2015-2019」(以下、「はぐみんプラン」という)は子ども・子育てに関する総合計画として、「子ども・子育て支援事業支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」「児童虐待防止計画」の3つの計画と一体的に策定している。
- このうち「子ども・子育て支援事業支援計画」については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26 年内閣府告示第159 号。以下「基本指針」という。)により、教育・保育の量の見込み値と実績値に乖離がある場合は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされている。
- この度、市町村に照会をしたところ、見込み値と実績値に大きな乖離が見られ、計画を変更する市町村があったことから、市町村計画との整合性を図るため県計画については量の見込みを中心に見直すこととした。
- なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」の中間見直しにあわせ、「はぐみんプラン」に おいて一体的に策定している他の2計画についても見直しについて検討した。

#### 2 見直しの範囲・考え方

#### (1)子ども・子育て支援事業支援計画

見直しの範囲:<u>基本施策8の別表</u>(教育・保育の量の見込及び提供体制の確保方策の表等)<u>及</u> び別表以外の必要部分

考え方:女性の活躍、働き方改革等の推進などによる保育需要の増加に伴い保育の量の見込み等を修正する必要があることから、保育サービスの拡充に係る取組である基本施策8について、放課後児童クラブや保育士の確保方策とともに見直しを行う。なお、子どもの貧困対策推進計画に係る部分(基本施策11等)については(2)にあわせて見直す。

#### (2)子どもの貧困対策推進計画

見直しの範囲:基本施策 11 及びその他必要部分

考え方:全ての子どもが夢と希望を持って成長できるよう子どもの貧困対策に必要とされる取組を行っていくため、H29.9.12「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」を反映した見直しを行う。

#### (3) 児童虐待防止基本計画

見直しの範囲:今年度の見直しは行わない

考え方: 29 年度に国がまとめた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、本県の児童虐待防止基本計画の核となる「家庭的養護推進計画」について、29 年度内に発出予定である国のガイドラインを踏まえ、30 年度に具体的な策定作業を行い、年度末までに見直す予定である。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所改革や家庭支援体制の構築等を進めるとしているが、国は30 年度に児童相談所の業務のあり方等を取りまとめる予定としているため、その取りまとめの内容を踏まえて本県の児童虐待防止基本計画の見直しを行うことが適当である。以上のことから、31 年度の次期はぐみんプランの改定に合わせて次期児童虐待防止基本計画を策定する。

#### 3 スケジュール

平成30年3月28日 第2回子ども・子育て会議 3月30日 「子ども・子育て支援事業支援計画」等の改定版公表

#### 4 「はぐみんプラン」及び「一的に策定した3計画」の基本的施策の関係表

		3計画				
	はぐみんプランの基本施策	子ども・子育て	子どもの貧困	児童虐待防止		
1 +	ヤリア教育の推進					
2 就			*			
3 思	春期保健対策の充実					
4 結	婚支援					
5 男	性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進					
6 男	女共同参画の推進					
7 安	心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援					
多 8 —	様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表)	*				
多	様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充(別表以外)	*	50 80 50			
9 <del>了</del>	育て家庭を支える支援の充実					
10 経	済的支援の充実		*			
11 子	-どもの貧困・ひとり親家庭への支援	*	*			
12 子	どもの健康の確保					
13 学	校教育の充実	*	*			
14 青	少年の育成					
15 児	豊富には、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	*	••••	*		
16 社	会的養護体制の充実	*		*		
17 障	害のある子どもへの支援	*				
18 外	国人の子どもへの支援					
19 子	育てしやすい居住環境の整備					
20 安	心できるまちづくりの推進					
21 ボ	ランティア・NPO等との協働推進					
22 県	民・企業が一体となって応援する機運の醸成					

★・・・「はぐみんプラン」のうち、3計画に含まれる基本施策

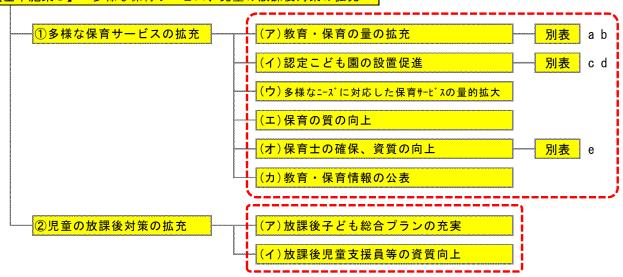
・・・今回見直しを行う範囲

#### 5 計画の見直し方向

#### (1) 子ども・子育て支援事業支援計画

基本施策8について、保育の量の見込み等を示す「別表」を中心に、社会情勢の変 化を踏まえて各取組について必要な見直しを行う。

#### 【基本施策8】 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充



#### ①多様な保育サービスの拡充

**〇「今後の取組」項目 (ア)~(カ)の見直し**(現行計画P64-66)

国の政策動向等の見直し状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行う

子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しとの整合上、見直しが必須な事項がないため、見直しは行わない

#### 〇別表「子ども・子育で支援事業支援計画に関する事項」の見直し(現行計画P71-86)

a 区域の設定について (p71-72)

見直しなし

b 教育・保育の提供体制の確保、実施時期 (現行計画 P72-84)

教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し状況等により策定される 各市町村計画を基に、待機児童の解消に向けた見直しを行う 見直し内容詳細は本資料 P3

c 認定こども園の認可·認定に係る都道府県計画で定める数 (現行計画 P85)

上記 b の教育・保育の量の見込み (需要量) と確保方策 (供給量) の見直し数値確定後、認定こども園への移行等の見込を踏まえ計画数値等の見直を行う 見直し内容詳細は本資料 P4

d 認定こども園の目標設置数、設置時期(現行計画 P86)

上記 b の数値確定後、認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、施設設置の目標数とその時期について、区域ごとに見直しを行う 見直し内容詳細は本資料 P5

e 特定教育·保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数 (現行計画 P86)

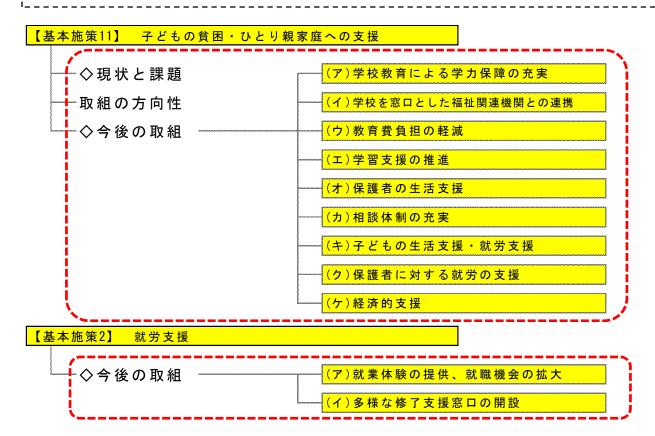
市町村計画を踏まえ、独自調査による現任保育士数及び採用計画数を基に、必要となる保育士数等の見直しを行う 「見直し内容詳細は本資料 P6

#### ②児童の放課後対策の拡充 (現行計画P67-70)

国の政策動向や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、県全体の放課後児童クラブの登録児童数の目標数値等を見直す 見直し内容詳細は本資料 P7

#### (2)子どもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言(以下「提言」という。)」(29.9.12)を踏まえ、基本施策11を中心に、必要な見直しを行う。



- 計画期間(平成27~31年度)中の見直しとなるため、計画の大枠は維持し、全面的な見直しは次期計画策定時(平成31年度)に行う。
- 基本施策11の見直し (現行計画P92-99)

○ 基本施策 2 の見直し (現行計画P38-42)

○ 基本施策10及び13の見直し (現行計画P90-91、P104-109) 現行計画の内容で「提言」を踏まえた取組が可能であるため見直しは行わない。

#### 〇 中間見直しの内容

#### 1 子ども・子育て支援事業支援計画

#### (1) 見直しの内容

基本施策8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充 項目 b「教育・保育の提供体制の確保、実施時期」(別表 子ども・子育て支援事業計画に関する事項)(p72-84) 教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し状況等により中間見直しされる「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「市町村計画」という)を基に、平成31年度まで 見直しの に、潜在的待機児童も含めて待機児童の解消に向けた見直しを行う。(市町村計画 54 のうち、40 が中間見直しを実施) 方向性 現行 現行計画 改定案 計画 単位:「市町村数」は数、その他は人 単位:「市町村数」は数、その他は人 P73 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 量の見込み 1 84, 561 85, 357 量の見込み (1) 91,284 90,299 88,892 87, 752 <u>86, 590</u> 114, 856 確保方策 116, 109 確保方策 114, 869 (2) 117,009 116 683 115,895 115, 353 **認 定** 過不足 (2)—(1) 30, 752 30, 29 過不足 (②-①) 25, 725 27, 003 27,601 28, 279 26, 384 【2号+3号】(量の見込) 1号が不足する市町村数 1号が不足する市町村数 0 0 現行計画から 9,443 人上積み 111, 352 107, 786 <mark>110, 755</mark> 量の見込み 量の見込み 113.514 109, 052 112.071 110.495 改定案 H31 2号 3号 111,352人+62,009人=<u>173,361人</u> H31 2 号 教育ニーズ 教育ニーズ 10, 253 10, 144 10,055 9, 789 名 号 認 定 確保方策 保育ニーズ 102, 082 保育ニーズ 97, 997 103, 261 101, 927 100, 440 99, 160 見直し 9, 443 人 認 確保方策 現行計画 119, 139 116,373 118, 010 114,243 115,301 116,385 116,287 内容 107,786 人 +56,132 人=163,918 人 <u>8, 5</u>87 7, 787 過不足 (4)-(3) 729 3,230 5,890 過不足 (4)-(3) (同右) 7, 255 7, 235 2号が不足する市町村数 2号が不足する市町村数 量の見込み 56, 132 62,009 **(5)** 57317 57 020 量の見込み 60, 020 57 481 56, 643 【2号+3号】(確保方策) 確保方策 54,161 56,312 58,372 58, 913 59, 125 **65, 008** 確保方策 現行計画から 8,649 人上積み 特定教育・保育施設 50,862 52, 807 54, 582 54, 950 55, 177 特定教育・保育施設 改定案 特定地域型保育施設 2,013 2, 415 2, 854 3,095 3, 186 特定地域型保育施設 119,139 人+65,008 人=184,147 人 認可外保育施設 1, 286 1,090 936 762 認可外保育施設 8,649 人 過不足 (⑥-⑤) △ 3,320 △ 1,005 1,352 2, 993 2,270 現行計画 過不足(⑥-⑤) 3, 096 <mark>2, 999</mark> 3号が不足する市町村数 3号が不足する市町村数 116,373 人+59,125 人=175,498 人 ※【1号】 3歳以上で、教育を希望する場合(幼稚園、認定こども園) ○ 1号は、現行計画では、利用者の2号認定への移行等を前提とし「量の見込み」は5年で4,694人減少、「確保方策」は2,140人分減少する計画として 【2号】 いた。中間見直しでは2号の利用希望増を踏まえ「量の見込み」は6,723人減少とし、「確保方策」は2,153人分減する計画とした 3歳以上で、保育が必要な場合(保育所、認定こども園) ○ 2号及び3号の「量の見込み」は、現行計画では、子どもの数の減少を前提としていたため、5年で7,077人減少する計画としていた。中間見直しでは、 ポイント 女性の就業率向上や保育認定の実績、潜在的ニーズ等を考慮し、5年で2,366人増、現行計画より9,443人上積みとなった 3歳未満で、保育が必要な場合(保育所、認定こども園) ○ 2 号及び3 号の「確保方策」は、現行計画では保育ニーズは減少するものの、待機児童解消のための整備を行うため5 年で7,094 人分の定員増の計画と していた。中間見直しでは、潜在的ニーズを含めた保育ニーズの上積みに対応するため、5年で15,743人増、現行計画より8,649人分の上積みとなった ○ 1号、2号、3号いずれについても、平成31年度までにすべての市町村で確保方策が量の見込みを上回る見込み

# c 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 項目 教育・保育の量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し状況と認定こども園への移行等の見込を踏まえ「都道府県計画で定める数」の見直しを行う。 見直しの 方向性 (認定こども園への移行希望がある市町村が増加(5市→13市)) 現行 改定案 計画 3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 P85 (都道府県計画で定める数) 1号認定 2号認定、3号認定

東三河北部区域を除く県内のすべての区域において、供給量が需要量を大きく上 回っており、県全体では<mark>平成 30 年度時点で 30,000</mark> 人程度の供給過剰となっている ことから、「都道府県計画で定める数」は定めないこととします。

県内各地で供給不足の市町村が生じており、供給量が需要量を上回っている市町 村においても、その差は概ね10%未満と比較的小さい状況です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2号が不足する市町村		略		0	0
3号が不足する市町村		岭		6	0

こうした需給の状況を勘案し、また、県として認定こども園への移行促進を図る観 点から、平成29年度に実施した市町村計画の中間見直しを踏まえ、「都道府県計画 で定める数」は次のとおりとします。

区域名		2号認定	3号認定
海部	<mark>津 島 市</mark>	<u>0 人</u>	<u>60 人</u>
<mark>尾張東部</mark>	日 進 市	<mark>0 人</mark>	<u>20 人</u>
<mark>尾張西部</mark>	<u>一 宮 市</u>	<u>140 人</u>	<u>20 人</u>
尾張北部	<mark>小 牧 市</mark>	<u>80 人</u>	<u>150 人</u>
	常滑市	<u>160 人</u>	<u>10 人</u>
知多半島	<mark>大 府 市</mark>	<u>590 人</u>	<u>10 人</u>
和多十局	<mark>知 多 市</mark>	<u>140 人</u>	<u>40 人</u>
	<mark>東 浦 町</mark>	<u>480 人</u>	<u>80 人</u>
	<mark>碧 南 市</mark>	<u>80 人</u>	<u>20 人</u>
<mark>西三河南部西</mark>	<mark>知 立 市</mark>	<mark>330 人</mark>	<u>40 人</u>
	<mark>高 浜 市</mark>	<u>110 人</u>	<u>20 人</u>
<b>事一河岸初</b>	<mark>豊川市</mark>	<u>150 人</u>	<u>30 人</u>
東三河南部	蒲 郡 市	110 人	40 人

現行計画

3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 (都道府県計画で定める数)

#### 1号認定

東三河北部区域を除く県内のすべての区域において、供給量が需要量を大きく上回 っており、県全体では 25,000 人程度の供給過剰となっていることから、「都道府県計 画で定める数」は定めないこととします。

#### 2号認定、3号認定

県内各地で供給不足の市町村が生じており、供給量が需要量を上回っている市町村 においても、その差は概ね10%未満と比較的小さい状況です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2号が不足する市町村	4	2	1	0	0
3号が不足する市町村	2 4	1 6	1 3	7	1

こうした需給の状況を勘案し、また、県として認定こども園への移行促進を図る観点 から、既存の保育所又は幼稚園に対して行った認定こども園への移行調査の結果を踏 まえ、「都道府県計画で定める数」は次のとおりとします。

	区域	名	2号認定	3号認定
海	部	<u>弥 富 市</u>	30 人	<u>70 人</u>
日 正	ᆛᄼᆉᄁ	春日井市	110 人	0人
尾張:	10年12	岩倉市	30 人	0人
km st	V. 白	半田市	160 人	0人
知多	干局	常滑市	<u>170 人</u>	0人

### 【都道府県計画で定める数】

- 県は認定こども園の設置認可する際、供給過剰地域の場合は(供給過剰の拡大を防ぐため)、認可 をしないことができる。(認定こども園法)
- しかし、供給過剰地域でも、**既存の保育所や幼稚園が認定こども園へ移行を希望する場合に** は、都道府県の計画で「量の見込み(需要量)」の"上積み分"を定め、この範囲内で認可・ 認定をすることができる。(H26 内閣府告示第 159 号(基本指針))
- 市町村は認定こども園への移行希望の調査をし、県は市町村が把握した移行希望の数値を積み 上げ、「都道府県計画で定める数」として供給過剰地域における「量の見込み」に上積みする

見直し 内容

- 〇 1号認定は、現行計画と比べ、幼稚園、認定こども園の「利用定員の総数」(供給量)が、「必要とされる量の見込」(需要量)をさらに大きく上回った(25,000 人 $\rightarrow 30,000$  人)
- ポイント 3 号認定は、一部の市町村で保育園、認定こども園の供給不足(H30:6 市町)が生じている。また、供給量が需要量を上回っている市町村においてもその差が小さいため、供給過剰地 域において認定こども園への移行希望がある状況を踏まえ、「都道府県計画で定める数」について見直しを行う。

	現行			改定	定 案						現行	計画		
	計画 <sup>*</sup>	4 認定こども園の目標設置数、設置時期 市町村が行った認定こども園への移行調査の結果をふまえ、区域ごとに目標設置数 を定めました。						4 認定こども園の目標設置数、設置時期 市町村が行った認定こども園への移行調査の結果をふまえ、区域ごとに を定めました。						
		区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年	<b></b>	区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		名古屋区域		l L	-	<u>14</u>		<mark>7</mark>	名古屋区域	27				
		海部区域			!	<u>3</u>		1	海部区域	1				
		尾張中部区域			ļ				尾張中部区域		1			
見直し		尾張東部区域						1	尾張東部区域					
		尾張西部区域			ļ	1		<u>1</u>	尾張西部区域		1	3	2	1
容		尾張北部区域		(同右)	ļ	<u>2</u>		<u>1</u>	尾張北部区域	2				
<b>=</b>		知多半島区域		(1912)	ļ	3		<u>5</u>	知多半島区域	2			<u>2</u>	1
		西三河北部区域				1		<u>3</u>	西三河北部区域	2	3	5		
		西三河南部東区域			ļ			1	西三河南部東区域			4		1
		西三河南部西区域			ļ	<u>2</u>		4	西三河南部西区域					
		東三河北部区域				<u>15</u>			東三河北部区域					
		東三河南部区域			!	<u>5</u>		<u>5</u>	東三河南部区域	5	4	2		

e 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数 項目 見直しの 市町村計画を踏まえ、県の独自調査による現任保育士数及び採用計画数を基に、必要となる保育士数等の見直しを行う。 方向性 現行 改定案 現行計画 計画 P86 5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数 5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数 平成27年3月に策定した当初計画では、市町村計画で定める量の見込みを活用し、 市町村計画で定める量の見込みを活用し、厚生労働省の「教育・保育を行う者の見 厚生労働省の「教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシート」により必要 込み数算出のためのワークシート」により必要保育士等数を推計しました。 保育士等数を推計しましたが、計画の中間見直しにあたり、平成30年度以降の数値は、 なお、本県の平成26年度の現員数を試算しますと常勤換算で約26,600人(内保育 平成29年度に市町村が必要とする保育の量の見込み、確保方策に連動する必要保育士 士 21,400人) となり、引き続き保育士の確保に努めていく必要があります。 数等について、現任保育士数及び採用計画数等を市町村に調査し積上げました。 なお、本県の平成 29 年度の現員数を算出しますと常勤換算で 31,570 人 (内保育士等 24,847人)となり、引き続き保育士の確保に努めていく必要があります。 (単位:人) (単位:人) 平成 見直し 27年度 28 年度 27年度 28 年度 29 年度 29 年度 30 年度 31 年度 30 年度 31 年度 内容 <u>2,</u>646 保育教諭 2,217 2,500 保育教諭 2,173 2,300 2,509 2,698 25,230 26,118 保育士 保育士 20,802 20,559 20,140 19,737 19,435 6,587 6,531 幼稚園教諭 (同右) 幼稚園教諭 4.855 4,753 4,600 4,532 4,462 保育従事者等※ 保育従事者等※ 163 167 169 170 <u>173</u> 35,219 H31 - H27 =7, 226 人增 26,768 H31 - H27 = △1, 225 人 34,104 計 27,993 27,779 27,418 27,085 計 ※ 地域型保育における保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者 ※ 地域型保育における保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者 ○ 現行計画では、国の「教育・保育を行う者の見込み数算出のためのワークシート」により、子どもの数の減少に伴う保育需要の減少を前提とし必要保育士数を見込んだため、確保す べき保育士数は5年で1,225人減少する計画としていた。 ポイント ○ 中間見直しあたり、国のワークシートによる推計ではなく、29 年度の各市町村における保育士等の配置実績(H29.11)の現状を踏まえ、保育の受け皿整備を反映した市町村の採用計画 等を基に積み上げた結果、現行計画より7,226人上積みした。

項目	基本施	基本施策 8 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充 ②児童の放課後対策の拡充(P67-70)						
見直しの方向性		な策動向や市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、県全体の放課後児童クス性の就業率向上に伴う放課後児童クラブの利用ニーズの高まりや施設整備による潜在ニース		<b>غ</b> 力口)				
	現行	改定案	現行	計画				
	計画							
	P69	(放課後子ども総合プランの充実)	(放課後子ども総合プランの充実)	٠ ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا	三田公かえ みへ よう			
		○ 県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に 過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、平	○ 県は、共働き家庭等の「小1の壁」 に過ごすことができる仕紙の場の際4					
		成31年度末までに新たに約 <mark>1万5千</mark> 人分の受け皿の確保を目標として、計画的	に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに新たに約 <u>1万人</u> 分の受け皿の確保を目標として、計					
		な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。	画的な整備等を進め、待機児童の解消		:			
日本(		<ul><li>◇5年後のあいちの姿(数値目標)</li></ul>	◇5年後のあいちの姿(数値目標)					
見直し 内容		項目名    現況    目標	項目名	現況	目標			
714		放課後児童クラブの登録児童数(※) (同右) <u>56,426 人</u> (平成 31 年度)	放課後児童クラブの登録児童数(※)	41,174 人 (平成 25 年度)	<u>52,004 人</u> (平成 31 年度)			
		※現況は平成26年5月1日、目標は平成32年5月1日時点の数値	※現況は平成26年5月1日、目標は	平成32年5月1日時	 f点の数値			
		現行計画から <u>4,422 人上積み</u> H31 H25 56,426 人 - 41,174 人 = <u>15, 252 人増</u>			H25 - 41,174 人 = <u>10, 830 人増</u>			
ポイント		見行計画における登録児童数の目標数値については H29 度に達成したが(H29 実績 54,469 人) 十画も上方修正(4,422 人上積み)した。	、待機児童の状況や今後のニーズの状況等を	と踏まえ、市町村計画	<b>町の見直しに対応して、</b>			

## 2 子どもの貧困対策推進計画

現行	改定案	現 行 計 画
計画 P94	◇現状と課題	◇現状と課題
	「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえた現状と課題 県では、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため、平成 28 年 12 月に「愛知子ども調査」を県内全域で実施しました。 調査結果を踏まえ有識者からなる「子どもの貧困対策検討会議」において、平成 29 年 9 月に「子どもが輝く未来に向けた提言」が取りまとめられました。 提言では、県内のすべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、「教育の機	
P95 !直し 内容	会の均等」、「健やかな成育環境」、「支援体制の充実」の3つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組が提示され、その推進が求められています。  取組の方向性  子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。 ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。  これらの支援を本県の子どもの貧困の実態に即したものとするため、「子ど	取組の方向性 子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。 ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安 定と向上のための総合的な支援を行います。
P95	<ul> <li>むが輝く未来に向けた提言」の趣旨を十分に踏まえて効果的に推進します。</li> <li>◇今後の取組 (学習支援の推進)</li> <li>○ 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を充実するため、一体型の放課後子ども教室や学校支援地域本部事業*4等を活用した取組について、市町村や市町村教育委員会に対して実施を働きかけるとともに、支援します。</li> <li>また、県は、中卒進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対し</li> </ul>	◇今後の取組 (学習支援の推進) ○ 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習慣が十分に身についていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を実するため、一体型の放課後子ども教室や学校支援地域本部事業*4等を活用して取組について、市町村や市町村教育委員会に対して実施を働きかけるとともに、支援します。

	P96	○ 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のための取組について、 <u>町村域で実施するとともに、市</u> に実施を働きかけます。 また、県は子どもの学習支援ボランティアの養成に取り組みます。	○ 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の 充実のための取組について、 <u>市町村</u> に対して実施を働きかけます。
		○ 県は、ひとり親家庭の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村 に対して <mark>子どもの生活・学習支援事業</mark> の実施を働きかけます。	○ 県は、ひとり親家庭の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して学習支援ボランティア事業の実施を働きかけます。
	P96	<ul><li>(相談体制の充実)</li><li>○ 略</li><li>○ 県は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の市町村における設置を促進します。</li></ul>	(相談体制の充実) ○ 略
	P97	(子どもの生活支援・就労支援) ○ 略 ○ 県は、食の提供とともに子どもが安心して過ごせる居場所づくりのため、子ども 食堂の活動を支援します。	(子どもの生活支援・就労支援) ○ 略
	P97	(保護者に対する就労の支援) ○ 略 ○ 県は、未就職卒業者及び非正規雇用労働者等(ひとり親世帯を含む)を対象に、 社会人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。	(保護者に対する就労の支援) ○ 略
		現状と課題」に、「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえた経緯を追記する。 内容)「愛知子ども調査」の結果を踏まえた提言では、「教育の機会の均等」「健やかな成 <sup>5</sup> 提示され、その推進が求められている。	育環境」「支援体制の充実」の3つの視点から、子どもの貧困対策として必要な取組が
ポイント		現状と課題」の加筆に合わせて、「取組の方向性」の位置づけを追記する。 内容)提言の趣旨を踏まえ、効果的に推進する。	
		今後の取組」に、現行の記載と「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえ、必要となる新内容)【学習支援の推進】若者・外国人未来応援事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 【相談体制の充実】子育て世代包括支援センター設置推進事業 【子どもの生活支援・就労支援】子ども食堂支援事業 【保護者に対する就労の支援】正規雇用拡大支援事業 → 基本施策2にも加筆	

項目							
見直しの方向性	「子と	どもの貧困対策検討会議」から知事に提出された「子どもが輝く未来に向けた提言」(29.9	9.12)を踏まえ見直しを行う。				
751 312	現行	改定案	現行計画				
見直の内容	計画 P41	(職業体験の提供、就職機会の拡大) ○ 略 ○ 県は、未就職卒業者及び非正規雇用労働者等(ひとり親世帯を含む)を対象に、 社会人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。	(職業体験の提供、就職機会の拡大) ○ 略				
ポイント		今後の取組」に、現行の記載と「子どもが輝く未来に向けた提言」を踏まえ、必要となる新 (内容) 【職業体験の提供、就職機会の拡大】正規雇用拡大支援事業 <b>⇒ 基本施策 11 にも加</b>					

### 「子ども・子育て支援事業支援計画」等の中間見直し素案に関する子ども・子育て会議委員からの意見及びその回答

#### 〇子ども・子育て支援事業支援計画

0 1 (	こも・ 子育 (文援事業文援計画 <b>意見の内容</b>	回答
	2 号認定においては、平成29年度の 確保方策で既に修正案の平成31年度 の量の見込みを上回っているにもか かわらず、確保方策を上方修正する	前段については、御指摘のとおり見直し後の平成31年度の量の見込みが現行計画の平成29年度の確保方策を下回っており、県全体では数値上は確保方策を上方修正しなくとも見直し後の量の見込みに対応できる計画となります。
教育・	意図は何か? 今後、3 号認定は就業割合の変化で 量の見込みの増加は考えられるが、2 号については教育ニーズと保育ニー ズのバランスの変化はあっても合計 予想は横ばいではないのか?	しかし、個別にみると、2号の量の見込みが増加し確保方策を上方修正する必要がある市町村や、待機機児童を発生させないために量の見込みを相当上回る確保方策を設定している市町村があることから、積み上げた結果、県全体では上方修正することになりました。
保育の提供体制の	1 Julius Pytist Citat at 1 3 1/4	市町村で2号の保育ニーズが伸びた理由は、1号からの移行ではなく新制度以降の保護者の就業率の上昇で大幅に増えた3号が経年によって持ち上がったためです。
体制の確保、実施時期	3号、2号認定の「保育ニーズ」については、「やむなく産休」がカウントされないなど実態を反映していない算出基準が問題となっており、厚労省も見直しを示唆していますが、そのような状況変化は考慮されている	御指摘のとおり従来の厚生労働省の待機児童の定義では、保護者が育休中の場合は「待機児童に含めないことができる」とされておりました。この定義について国は平成29年3月に「育児休業中の者については、復職に関する確認ができる場合には待機児童に含める」と見直しております。
期	でしょうか。 「不足する市町村数」は0であること、および平成31年度までにすべて の市町村で1号~3号を確保できる見	今回の市町村計画の見直しにあたっては、待機児童数が発生している、または発生する見込みの市町村にヒアリングを行い、そのような定義の変更も踏まえて待機児童解消に向けた十分な検討が行われていることを確認しております。
	込みであることについて、当事者県 民にとって信用できる数値、見通し を示す必要があると思います。	また、待機児童にはカウントされない、いわゆる「隠れ待機児童」も潜在ニーズとして把握し、これにも対応できるよう計画見直しを行っております。
数計画で定める場でにある。	意見なし	
期標設置数、設置時認定こども園の目	意向調査において「設置」または 「移行」の意向が大幅に増加した理由 は何でしょうか?	計画を策定した H26 時点では子ども・子育て支援新制度の本格施行前でもあり、認定こども園への移行について事業者の意向が固まっていなかったと考えられますが、今回の調査時点では、順調に運営されている既存園を参考にするなどして設置意向数が増加したものと考えられます。
特定教育・	全国の市町村が「国基準を上回る 保育士を配置している」状況を変え る意思がない(国・自治体が対立し ている)ことが調査で明らかになっ ています。それは、延長保育や休日保 育への対応だけでなく、保育の質の	御指摘のとおり、国は、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村に対し、各地方自治体の判断に基づいて国の定める基準に見直し、一人でも多くの児童を保育所に受け入れるよう通知しています(「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について(H28.4.7厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)。
行う者の見込み数・保育及び特定地域型保育を	確保や、保育現場への負担増(保育士の労働条件の不利益改革が保育士確保をますます困難にする)を避けることなどが理由のようです。県としての市町村への支援策も明示する必	また、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第2次答申」 (H29.11.29)では「上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助 長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係 市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点 から上乗せ基準を検証する。」としています。
	要があるかもしれません。	一方で、御指摘にある通り保育の質の確保等を理由として、 国基準を上回る保育士を配置している市町村は県内にもあります。具体的に保育士の配置をどうするかは市町村のご判断にお任せすることになりますが、県としては、必要に応じて市町村に制度説明や助言を行ったり、保育士の処遇改善や労働環境改善の取組を実施する等により市町村を支援してまいります。

児童の放課後対

保育所のニーズと同様、市町村における数値の算出基準が論点になると思います。なお、「安全に過ごすことができる」ための最低の基準として「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の遵守が不可欠であり、目標値は、これを満たす放課後児童クラブを利用する児童数である必要がありますが、その要件はクリアされているでしょうか。

見直し後の「登録児童数」については、各市町村が子どもの数を推計し、それに利用実績に基づいた利用見込率を乗じて量の見込み(需要)を算出しております。 県数値はこの数値を積み上げしたものです。

後段につきましては、各市町村において「放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえた 条例を策定し、すべての施設が各条例で定める基準を満 たしております。

#### 〇子どもの貧困対策推進計画

意見の内容

# (相談体制の充実) の具体策に「スクールソーシャルワーカーの配置促進」を、国の大綱に対応した目標値を定めて記載し (31 年度) 」を掲げており、この数値目標の方向性に変更はありません。

なお、本県の「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」において作成した、「子どもが輝く未来へのロードマップ」では、「スクールソーシャルワーカーを配置している市町村数を平成34年度までに全市町村」などの数値目標を掲げたところであり、次期計

答

画改訂時には、改めてこれらを含めた数値目標の検討をしたいと考えております。

「子どもの貧困」は「親の貧困」が原因であるため、親の貧困」が原因であるため、親の貧困」が策が必要。

てほしいと思いま

す。

「親の就労支援」とは、具体的に、どのようなことを行うのか?

「保護者に対する就労の支援」につきましては、現計画において、次の項目に取組むこととしております。

○「生活保護受給者等就労自立促進事業」

県及び市は、生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、相談支援員等による支援 やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などき め細かい就労支援を実施します。

○「生活保護費(生活扶助)の一部」

県及び市は、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、 積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した 職業に就いたこと等により生活保護を脱却した場合には、就労自立給付金を支給し ます。

○「母子家庭等就業支援センター事業」

県は、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業を支援し、経済的自立を促進するため母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施します。

特に、就業支援講習会については、現に就業中の者等にも配慮し、土日にも開催できるよう努めます。

○「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

県及び市は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用しながらきめ細かな自立・就業支援を実施します。

○「母子・父子自立支援給付金」

県及び市は、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得することを支援するため、自立支援給付金を支給します。

なお、これらの取組みに加え、今回「正規雇用拡大支援事業」を追記します。

○「正規雇用拡大支援事業」

県は、未就職卒業者及び非正規雇用労働者等(ひとり親世帯を含む)を対象に、社会 人基礎力を補うための座学研修と職場実習を実施し、若者の正規雇用化を図ります。